

令和3年9月8日

第564回 海務協議会議題

1. 「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」に伴う

取締強化の協力に対するお礼について

説 明 : 安部 特別監視官

2. 横浜税関監視部取締窓口における押印の廃止等の措置一覧について【2021年9月8日現在】  
(持込申告書の様式変更)

説 明 : 安藤 上席監視官

3. 京浜港横浜区における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示に係る

改定のお知らせ

説 明 : 安藤 上席監視官

4. 税関庁舎停電等に伴う NACCS 利用不可について

① 第6次 NACCS 中年度更改に伴う NACCS 停止

停止時間 : 9.18 (土) 23:15 ~ 9.19 (日) 05:00

② 税関庁舎停電に伴う NACCS 利用不可 (監視分庁舎)

停止時間 : 9.19 (日) 08:30 ~ 13:00

説 明 : 菅 統括監視官

5. その他・質疑応答

<横浜税関 出席者>

- ・ 監視部特別監視官 (第1担当) 安部 特別監視官
- ・ 監視部総括許可部門 菅 統括監視官
- ・ // 安藤 上席監視官

## 議題 2 横浜税関監視部取締窓口における押印の廃止等の措置一覧（2021年9月8日現在）

### （1）当面の間の措置のもの（新型コロナウイルス感染症対策）

NO.	手続き	簡素化の内容	備考
1	積込み確認 ・ 外国貨物船用品積込承認申告 ・ 内国貨物（免税）船用品積込承認申告 ・ 外国貨物の仮陸揚届	<p>【本来】 積込みを確認した本船側責任者（船長等）の氏名、職名、受領年月日を記入する。</p> <p>【措置後】 ●外国貨物船用品積込承認申告 申請者から積込み場所を管轄する税関官署へ積込みを行った旨の連絡を行うことにより、積込みの事実を証するものとして扱う</p> <p>●内国貨物（免税）船用品積込承認申告 申請者から積込み場所を管轄する税関官署へ積込みを行った旨の連絡を行うことにより、積込みの事実を証するものとし、税関は付表への税関印押印を行う（<del>本船サイドのサイン省略可</del>）</p> <p>●外国貨物の仮陸揚届 申請者自らが本船に積み込んだ旨奥書しサインすることにより、積込みの事実を証する書類として扱う（<del>本船サイドのサイン省略可</del>）</p>	取扱い終了時は改めて周知
2	不用船用品等輸入（取卸）申告	<p>【本来】 <del>船卸しを確認した本船側責任者（船長等）の氏名、職名、確認年月日を記入する。</del></p> <p>【措置後】 <del>本船サイドのサイン省略可</del></p>	取扱い終了時は改めて周知
2	入港手続きに係る船舶国籍証書等の提示	<p>【本来】 原本の提示が必要な場合は、税関窓口に原本を持参のうえ提示することを求めている</p> <p>【措置後】 原本の提示が必要な場合においても、写しの提示（FAX等による送付）でも可</p>	取扱い終了時は改めて周知

### （2）コロナ禍に限らず継続措置されるもの

NO.	手続き	簡素化の内容	備考
1	関税法基本通達の改正等により押印等が廃止となった税関様式	押印等が廃止となった税関様式については別添のとおり ※持込申告書の様式変更（2021年9月1日改正）	押印等がある書面もこれまでどおり受理等する。
2	内国貨物（免税）船用品積込承認申告	積込みを確認した本船側責任者（船長等）の氏名、職名、受領年月日を記入する。 ※従来は船長等の署名	外貨船用品積込承認申告書の様式改訂を受けて取扱いを変更
3	外国貨物の仮陸揚届	積込みを確認した本船側責任者（船長等）の氏名、職名、受領年月日、積込本船名（船卸した本船と異なる場合には必須）を記入する。 ※従来は船長等の署名	外貨船用品積込承認申告書の様式改訂を受けて取扱いを変更
4	不用船用品等輸入（取卸）申告	船卸しを確認した本船側責任者（船長等）の氏名、職名、確認年月日を記入する。 ※従来は船長等の署名	外貨船用品積込承認申告書の様式改訂を受けて取扱いを変更
5	願書、経緯説明書等の提出方法	・ メール等により送付されたものも原本として取り扱う ・ 押印等についても不要	願書等の提出に際しては、事前に税関側とやり取りが行われることが多いと思うが、最終的な提出方法についてはその際に調整していただきたい（原本の提出を妨げるものではない）
6	積荷目録訂正願（マニュアル）に係る手続き	・ 提出方法については、上記願書等と同様 ・ これまで設けていた窓口の受付台帳を廃止	
7	書面（マニュアル）手続きに係る訂正方法	・ 申請者及び税関で同じ書面（正・副）を保有している場合は、税関のコレクト印のみで訂正可 ・ 正・副が存在しない書面については、申請側の署名が必要（押印でも可）	<p>・ 正・副が存在しない書面として「入港届」があるが、これについては、権限ある代行者の責任者の署名による訂正が必要（船長サインは不要）</p> <p>・ とん税及び特別とん税納付申告書等にある「金額」欄については、そもそも訂正が認められない点に留意</p>

注） ・ これまで問い合わせに応じ個別に対応していたものを、改めて一覧表に整理  
・ 一部については、今後変更の可能性あり

## 関税法基本通達の改正等により押印等が廃止となった税関様式（2021年9月8日現在）

税関様式名	書面の名称	様式を定める通達等	施行日
C第2000号	入出港届	関税法基本通達	2020年12月23日
C第2010号	入出港届（乗組員氏名表兼用）〔航空機〕	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2020号	国際基幹航路届	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2030号	積荷目録〔船舶〕	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2031号	積荷目録	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2035号	積荷目録〔航空機〕	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2040号	船用品目録	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2050号	旅客名簿〔船舶〕	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2055号	旅客氏名表〔航空機〕	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2060号	乗組員氏名表〔航空機〕	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2065号	乗組員名簿〔船舶〕	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2080号	外国貨物船（機）移届	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2090号	船卸許可申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2095号	船卸許可申請撤回申出書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2100号	不開港出入許可申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2110号	開庁時間外貨物の積卸届	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2120号	外国貨物の仮陸揚届	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2130号	外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書	関税法基本通達	2021年7月1日
C第2140号	外国貨物船用品（機用品）積込期間延長承認申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2150号	外国貨物船用品（機用品）亡失届	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2160号	内国貨物船用品（機用品）積込承認申告書	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2170号	船（機）用燃料油振替積込承認申請書	関税法基本通達	2021年4月1日
C第2190号	貨物の指定地外積卸許可申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2210号	指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2215号	住民基本台帳ネットワークを利用して行う税関職員による本人確認を希望する場合における船陸交通許可申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第2240号	船舶・航空機資格変更届	関税法基本通達	2021年1月1日
C第3060号	見本持出許可申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第5340号	輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書	関税法基本通達	2021年4月1日
C第5375号	不用・残存船（機）用品等輸入・取卸申告書	関税法基本通達	2021年4月1日
C第8000号	開庁時間外の事務の執行を求める届出書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第8020号	証明書交付申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
C第8030号	不開港出入許可手数料免除申請書	関税法基本通達	2021年1月1日
S第1010号	とん税及び特別とん税納税義務者承認申請書	とん税法等基本通達	2021年1月1日
S第1015号	とん税及び特別とん税納付申告書	とん税法等基本通達	2021年1月1日
S第1030号	非課税理由の証明	とん税法等基本通達	2021年1月1日
適宜様式	持込申告書	—	2021年9月1日

（注）監視部取締窓口で提出対象の様式を抜粋したものです。

# 持込申告書

令和 年 月 日

税関監視部 御中

申告者・住所  
氏名又は名称  
電話番号

印

船名・場所	船名	停泊場所	船名	停泊場所
<b>持込目的</b> <input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 配達 <input type="checkbox"/> その他 ( )	1.		6.	
	2.		7.	
	3.		8.	
	4.		9.	
	5.		10.	
持込手段	徒歩・トラック・ワゴン その他( )		使用車両 登録番号	車色

## 持込物品明細

品名	単価	数量	価格	<p><b>以下に注意し販売して下さい</b></p> <p>船舶乗組員が本邦で購入できる物品は本人の私用に供すると認められるものです。なお電気製品(冷蔵庫、洗濯機、テレビ、ビデオ等)、楽器(ピアノ、オルガン等)、自転車等については本邦で1品目1個となっています。販売の際には購入しようとする船舶乗組員に確認したうえで販売して下さい。(下記英文は船舶乗組員に対する周知文)</p> <p><b>"TO CREW OF VESSEL" NOTICE</b></p> <p>The items recognized as being for the private use of the person himself or herself. Export of the items listed below is limited to one piece per one item:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Home electric appliances (e.g. refrigerator, washing machine, TV, video player)</li> <li>• Musical instruments (e.g. piano, electronic organ)</li> <li>• Bicycles, etc.</li> </ul>
1.				
2.				
3.				
4.				
5.				
6.				
7.				
8.				
9.				
10.				

1.持込物品明細欄には、本船又は船側に持込む全ての品名等を記入すること。なお、既に市中において販売済の物品については、予め裏面の「船名(番号)/乗組員氏名及びサイン」欄に購入者の署名を、及び「上陸許可書No.」欄には当該番号を記入しておいてください。



# 持込申告書

令和 年 月 日

税関監視部 御中

申告者・住所  
氏名又は名称  
電話番号

船名・場所	船名	停泊場所	船名	停泊場所
<b>持込目的</b> <input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 配達 <input type="checkbox"/> その他 ( )	1.		6.	
	2.		7.	
	3.		8.	
	4.		9.	
	5.		10.	
持込手段	徒歩・トラック・ワゴン その他( )		使用車両 登録番号	車色

## 持込物品明細

品名	単価	数量	価格	<p><b>以下に注意し販売して下さい</b></p> <p>船舶乗組員が本邦で購入できる物品は本人の私用に供すると認められるものです。なお電気製品(冷蔵庫、洗濯機、テレビ、ビデオ等)、楽器(ピアノ、オルガン等)、自転車等については本邦で1品目1個となっています。販売の際には購入しようとする船舶乗組員に確認したうえで販売して下さい。(下記英文は船舶乗組員に対する周知文)</p> <p><b><u>TO CREW OF VESSEL" NOTICE"</u></b></p> <p>The items recognized as being for the private use of the person himself or herself. Export of the items listed below is limited to one piece per one item:</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• Home electric appliances (e.g. refrigerator, washing machine, TV, video player)</li><li>• Musical instruments (e.g. piano, electronic organ)</li><li>• Bicycles, etc.</li></ul>
1.				
2.				
3.				
4.				
5.				
6.				
7.				
8.				
9.				
10.				

- 持込物品明細欄には、本船又は船側に持込む全ての品名等を記入すること。なお、既に市中において販売済の物品については、予め裏面の「船名(番号)/乗組員氏名」欄、及び「上陸許可書No.」欄に記入しておいてください。
- 販売した場合は裏面の販売物品記入欄に所定事項を必ず記載のうえ税関窓口へ返却願います。
- 無償、プレゼント等の場合も品名、数量を記載してください。



# 公示

京浜港横浜区における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示（昭和 29 年公示第 1 号）を下記のとおり改正し、令和 3 年 9 月 1 日から適用することとしたので、関税法施行令（昭和 29 年改正令第 150 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき、公示します。

令和 3 年 9 月 1 日

横浜税関長 宇野 雅夫

記

## 外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所

交通場所及び貨物の積卸場所	指定に係る条件
山下ふ頭 2～10 号岸壁 本牧ふ頭 A1～A8 号、B1～B4 号、BC 突堤間 1 号、C5～C9 号、D1～D5 号岸壁、南本牧ふ頭 MC-1～4 号岸壁 大黒ふ頭 C1～C4 号、P3、P4 号、T1～T9 号岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。 [積卸] 関税法第 39 条の規定による公告（昭和 29 年公示第 9 号）で定める貨物に限る。
大栈橋ふ頭 A～D 岸壁 大黒ふ頭 L1～L8 号、P1、P2 号岸壁 本牧ふ頭 新建材 1、2 号岸壁 金沢木材ふ頭岸壁 出田町ふ頭 A～D 岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
山下ふ頭、本牧ふ頭、大黒ふ頭のうち、上記岸壁以外の指定保税地域内の岸壁又は物揚場 (積卸に限る。)	[積卸] 関税法第 39 条の規定による公告（昭和 29 年公示第 9 号）で定める貨物に限る。
新港ふ頭 5、8、9 号岸壁	[積卸] 船用品及び託送品に限る。
瑞穂ふ頭 A～H 岸壁	
横浜港通船発着所（大栈橋）	[交通] 京浜港川崎区扇島、東亜石油京浜川崎シーバース、ENEOS 株扇島東シーバース、及び同扇島西シーバースにけい留船に出入する者を含む。 [積卸] 船用品及び託送品に限る。
大栈橋 1 号物揚場（積卸に限る。)	[積卸] 船用品に限る。
保税地域前面の岸壁又は物揚場（指定保税地域を除く。) (積卸に限る。)	[積卸] 当該保税地域に搬出入される貨物に限る。
ENEOS 株根岸製油所 A 栈橋（東・西）、B 栈橋、C2～4 栈橋、D1～4 栈橋、E 栈橋、H1～5 栈橋、S 栈橋、LPG1～2 号栈橋	[交通] 制限区域への出入に際しては、ENEOS 株根岸製油所に設置された入出門ゲートを経由すること。



日産自動車(株)本牧専用ふ頭 1～2 号	[交通] 制限区域への出入に際しては、日産自動車(株)本牧専用ふ頭に設置された入出門ゲートを経由すること。
鈴繁 1～4 号岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、横浜倉庫(株)鈴繁埠頭に設置された入出門ゲートを経由すること。
東京ガス(株)扇島 LNG 基地 LNG・LPG バース	[交通] 制限区域への出入に際しては、東京ガス(株)扇島 LNG 基地敷地内の警備室及び通船栈橋を経由し、同社の通船で交通すること。
東京ガス(株)根岸 LNG 基地 タンカーバース	[交通] 制限区域への出入に際しては、東京ガス(株)根岸 LNG 基地に設置された入出門ゲートを経由すること。

注)

- ① 「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(SOLAS 条約を受けた国内法)の規定に基づき、岸壁への交通をフェンス等により制限している区域をいう。
- ② 「ゲート」とは、①に記載したフェンス等に港湾施設管理者が設置した制限区域への出入口をいう。

## 第6次NACCS中年度更改に伴うシステム停止時間及び臨時保守日についてのお知らせ

公開日 2021年08月03日

### ○中年度更改に伴うシステム停止時間

第6次NACCS中年度更改につきましては、「2021年9月18日（土）深夜～19日（日）早朝」に実施する予定とご案内しておりましたが、この度、具体的なシステム停止時間が決定しましたので、お知らせいたします。

中年度更改の前後期間におけるお客様への運用影響につきましては、後日、NACCS掲示板にてお知らせいたします。

## 【システム停止時間】

**2021年 9月18日（土） 23:15 ～ 19日（日） 05:00**

### ○臨時保守日

中年度更改に伴う臨時保守日を、8月15日（日）早朝時間帯に設ける予定でしたが、事前に作業が完了したことから、臨時保守作業は実施いたしません。通常どおり、NACCSのオンラインサービスのご利用が可能です。

※NACCSサポートシステムは8月15日（日）00:00～05:00にメンテナンスのため停止いたします

## 税関庁舎停電に伴う NACCS 利用不可について

令和3年9月19日（日）に停電を伴う電気設備点検を行う予定であり、これにより、

**9月19日（日） 08：30～13：00の間**

横浜税関監視部取締部門（官署コード：2A）

※横浜税関本関監視部で対応する川崎税関支署の監視業務を含む  
に対する NACCS 業務ができません。

大変ご迷惑をお掛けしますが、上記時間帯においては、マニュアル（窓口）での手続きお願いいたします。

なお、監視分庁舎の電話及び FAX につきましては、通信可能となります。

NACCS 掲示板においても下記のとおり掲載しております。

### 【2H】 【2A】 【2M】 税関官署のシステム利用停止について

公開日 2021年09月01日

下記税関官署では設備点検等による回線不通のため、停止期間中はNACCS業務の処理ができません。  
停止期間中に下記官署に向けて業務を行う場合は、あらかじめ税関にお問い合わせください。

税関	官署	停止期間
横浜税関	大黒埠頭出張所	令和3年9月19日（日）08：30～13：00
<u>横浜税関</u>	<u>監視分庁舎</u>	令和3年9月19日（日）08：30～13：00
横浜税関	川崎税関支署 ( <u>横浜税関本関監視部で対応する監視業務のみ</u> )	令和3年9月19日（日）08：30～13：00